



耳助

法務史料
展示室だより
第50号(令和元年9月)

法史見聞中帖



◇監修に当たって：霞 信彦◇ 日本の国の司法制度や法典の変遷を伝える、法務史料展示室の存在をアピールする目的でスタートした「法務史料展示室だより」も、今回を以て第50号を迎えることとなりました。法務省が、国民に向けこうした冊子を長きにわたり継続的に刊行している目的には、国家を支える屋台骨の一角である「司法」について、「歴史」という視点から理解や関心を得ることができればという願いが込められていると思います。執筆を依頼されてきたわれわれも同じ気持ちです。五十号目を契機として、これまで活躍してくれた博士と玉手猫が舞台を降り、新たなキャラクターとして兎の「耳助」が登場します。さて、この耳助は、皆さんをどんな世界に誘うことになるでしょうか。



CASE 01

奥羽越列藩同盟一件

慶應3年12月9日(1868年1月3日)、王政復古の大号令が発せられ、天皇を中心とする新たな政権が発足しました。これにより幕府は廃止となり、徳川慶喜をあらためて新政府の中枢に据えるか否かをめぐって、討幕派と公議政体派との間に政治的な攻防が展開されます。討幕派の薩摩と長州は、最終的に武力衝突に途を拓きました。

慶應4年1月、鳥羽・伏見戦争での勝利をきっかけに、討幕派は政治的主導権を握ります。新政府は会津藩を朝敵視し、東北諸藩に対して会津の征討を命じました。命令を受けた仙台藩・米沢藩は、戦争を回避するため方々に働きかけ、新政府軍として派遣された奥羽鎮撫総督府へ会津の処分を寛大にするよう嘆願をおこないましたが、受け入れられませんでした。

奥羽鎮撫総督府で実権を握っていた長州藩士の世良修蔵は、態度が傲

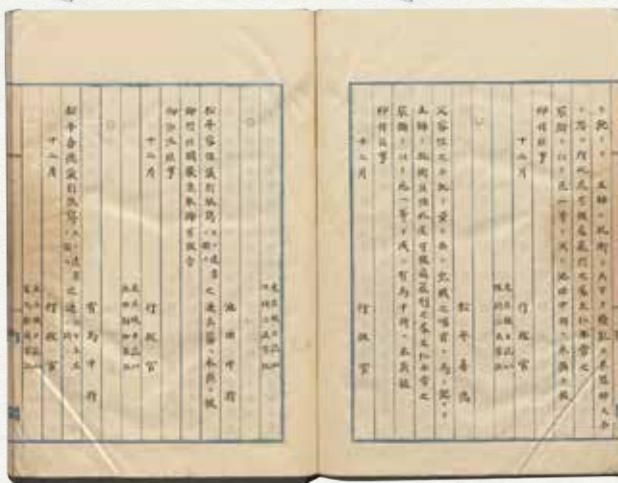
慢粗暴であったといわれます。奥羽は皆敵とみなして討たねばならないという趣旨の密書が明らかになると、仙台藩士の反感を買い、世良は福島で殺されてしまいます。5月3日、奥羽25藩はかねてより作成をすすめてきた盟約書に署名し、後に北越諸藩が参加して奥羽越列藩同盟となりました。

東北での戦争は、その期間や死傷者数などが戊辰戦争のなかで最大規模だったとされます。特に会津若松城での攻防戦は、落城まで1ヶ月間続き、今日にもその凄惨な様相が伝えられています。

同盟の主力であった仙台藩は9月に降伏し、藩主及び主謀の臣は江戸から改称された東京に召喚され、謹慎となりました。その間、新政府は処分に関して議論します。会津藩の松平容保父子に対し、木戸孝允などは死刑を主張しましたが、最終的には輕減されて永預

けという処分となりました。家柄の良いものが単独で謀叛を計画するわけがない、かならず主謀の臣があるからだ、というのがその理由でした。仙台藩主の伊達慶邦は領地没収と謹慎であるのに對して、家老の但木土佐は斬という極刑を言い渡されました。藩主に對しては寛大に扱われた一方で、重臣層に對しては、その埋め合わせとして死刑などの過酷な処分がとられたのです。

慶應4年閏4月に定められた「政体書」には、権力を立法・行法(行政)・司法の3つに分立させて権力の集中を防ぐよう定められました。しかし、この事件の処理過程において、司法を担う刑法官に実質的権限は与えられず、特に主謀の臣の処分は行法の軍務官が決定しています。このことは、政体書に掲げられた三権分立が空疎であり、裁判の結果には政治的配慮があったことを示しているといえるでしょう。



復古記 附録 奥羽越諸藩罰典 上



関連地図



『民法應用字解』

磯部四郎編元老院藏(明治21年1月)

明治の半ば、法の近代化を進める過程で、民法典論争と呼ばれる激しい議論が行われたことはよく知られています。その結果、お雇い外国人ボアソナードが心血を注いだ「旧民法」は日の目を見ることなく葬り去られ、その「旧民法」を改正する、という形で現行の民法が作られたこともまた、周知の事実です。しかし、「旧民法」そのものについては、論争の過程で浴びせられた「拙速」、「不完全」、「旧慣無視」といった悪評だけが伝わり、その内容は殆ど知られていません。

本書『民法應用字解』は、明治21年（1888）当時に脱稿していた

「旧民法」草案、すなわち債権、物権編に現れた用語の意味を説き、対応するフランス語を本文中ではカタカナ、巻末では原語で表記し、旧民法用語事典と和仏法律事典の両用の機能を備えています。そして本書は、数少ない「旧民法」の参考書として、前近代から近代へと移り変わろうとしている日本法の姿を伝える興味深い記述を多數収めているのです。

例えば、「善意」（事情を知らないこと）「惡意」（事情を知っていること）、「公ノ秩序」「善良ノ風俗」などは、そこに記された語義は表現こそ古めかしいものの、今日の法律学の学習にも充分に有益です。あるいは、「故意」と対になるのは「過失」ですが、本書には「懈怠」が置かれています。これらはいずれも、フランス語に当てはまる用語用字が模索されて



いたことを示します。

また本書には、今日では使われない「書入」という見出しに、不動産への抵当権設定という意味が記されています。江戸時代では動産不動産を問わず書入が行われましたが、旧民法では動産について「質入」のみを許すこととしました。ところが「質入」という見出し語はなく、「動産質」「不動産質」がそれぞれ立てられています。このうち不動産質は、江戸期には「家質」など確実な担保方法として多用され、旧民法以降もこの存在を認めましたが、占有と管理の手間が嫌われて用いられなくなり、今日に至ります。



「善良ノ風俗」に関する語義 (部分抜粋)



フランス語索引

近代司法の担い手たち

三島 中洲

1831-1919年

明治期有数の漢学者であり、二松学舎の創設者としても知られる三島中洲（中洲は号で、名は毅。）は、文政から天保へと時代が代わる1830年代のはじめに、現在の岡山県で生まれました。幕末には備中松山藩（高梁市）の高名な儒学者・山田方谷のもとで学び、のちに同藩の藩政にも参画しています。

明治5年（1872）、三島は政府の求めに応じて官途に就き、明治10年までの5年余りを司法官として過ごします。当時の三島については豊富な先行研究が存在しますので、以下ではそれら先学の成果に依拠しつつ、明治初期における一司法官の嘗みに触れてみたいと思います。

三島が任官した頃の司法省は、明治5年8月に制定された「司法職務定制」のもと、裁判所の開設を通じて、従来地方官が担当していた裁判事務の回収を試みていました。三島もまさにその役目の一端を担い、明治6年3月に茨城県の新治裁判所へ赴任し、所長として精力的に業務をこなします。当

時は現在のような法典が存在せず、裁判官は、時々に出される単行法令や中央官庁の判断を根拠に裁判を行っていました。そのため三島も、新治裁判所への赴任に際して参考となる資料を持参するとともに、任地においても、政府への問い合わせや政府の刊行物を通じて最新の法令やその解釈の入手に力を注いでいます。三島が遺した史料は現在、二松学舎大学に所蔵されていますが、史料からは、三島が身についた法的素養や彼が参照した法制度を確認できます。

その後、三島は、お雇い外国人ボアソナードによる西洋法の講義にも立ち会っています。講義を聞いた三島は、西洋法における法と道德との関係を、仁や義といった宗教的な観念を用いて理解したようです。明治期の人々が西洋法の理念や原則を理解するにあたり、それまで共通の前提とされてきた東洋的な知識・素養が土台となっていたであろうことは想像に難くありません。三島が遺した史料は、そうした当時の司法官の西洋法受容のあり方を、今に伝えてくれるのです。